

証明書発行までの時間を短縮

新戸籍事務①

戸籍の作成から証明書発行までを電算化

阿久比町第三次行政改革の一環として、事務の効率化や住民サービスの向上を目指し、戸籍事務の電算化を進めています。十二月四日から戸籍事務電算システムを稼働させ、戸籍の作成から証明書発行までを電算処理で行えるように整備します。戸籍事務電算化に伴い、今回から三回にわたり新しくなる戸籍事務について紹介します。

新しい戸籍証明書

(1の1) 全部事項証明	
本籍氏名	愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地 阿久比 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成18年12月2日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和50年4月2日 【配偶者区分】夫 【父】阿久比春男 【母】阿久比夏子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和50年4月2日 【出生地】愛知県知多郡阿久比町 【届出日】昭和50年4月4日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成10年10月10日 【配偶者氏名】富士花子 【従前戸籍】愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地 阿久比春男
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和50年5月1日 【配偶者区分】妻 【父】富士秋男 【母】富士冬子 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和50年5月1日 【出生地】東京都富士区 【届出日】昭和50年5月3日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成10年10月10日 【配偶者氏名】阿久比太郎 【従前戸籍】東京都富士区富士一丁目10番地 富士秋男
以下余白	
発行番号	00000001
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。	
平成18年12月4日	
愛知県知多郡阿久比町長	
公印	

迅速な証明発行

現在、出生届や婚姻届などの戸籍の届け出を受理した後、原本にタイプライターで記載し、それを複写して証明書を発行しています。証明書の発行までに多くの手間と時間を費やします。

使用文字は通用字体になります

新たに電算化する戸籍に使える文字は、常用漢字や人名用漢字など、一般的に通用している文字で記載します。旧字体などで漢和辞典などにない

住所地番の変更

文字は使用できなくなります。そのような文字が現在の戸籍に記載されている場合は、通用する文字に直して記載します。住民票と戸籍は同じ表記となります。字体の変更がある方には十一月上旬に郵送でお知らせしますので、ご協力をお願いします。

十二月四日の戸籍事務電算システム稼働以降は、本籍の地番号、住民票住所の地番号表記に枝番があるものは、「の」の文字を削除します。
(例) 3番地の1

戸籍謄抄本の形が変わります

これは土地登記簿の地番号に「の」の文字の記載がないため、統一化を図るためです。

証明書は、現行のB4判縦書き形式から、A4判横書きの個条書き形式になります。

認証印は朱色から黒色の電子公印に変わり、証明書の複写などによる改ざんを防止する特殊な用紙を使います。

問い合わせ先
住民福祉課戸籍住民係

☎(48)1111
(内224・225)